

# 令和7年度 償却資産（固定資産税）の申告の手引き 日立市

申告は令和7年1月31日（金）までをお願いします。

提出先 日立市財政部資産税課 家屋係 償却資産担当

【注意】償却資産申告書の提出先は本庁のみとなります。（各支所では受け付けておりません。）

## ◆◆◆◆ 申告の際のお願い ◆◆◆◆

- 期限間近になりますと窓口が混雑しますので、1月23日（木）までの提出にご協力ください。
- 事業を営んでいるすべての方は、償却資産の申告が毎年必要になります。
- 償却資産をお持ちでない方や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書は必ず提出してください。
- 申告書を郵送で提出される場合には、宛先として使用していただけるラベルを裏表紙に印刷してありますので切り取ってご利用ください。
- 申告書を郵送される方で控えの返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封くださるようお願いいたします。
- 日立市のホームページから、申告書及び明細書をダウンロードできます。

URL : [https://www.city.hitachi.lg.jp/kurashi\\_tetsuzuki/zeikin/1002097/1002129/1002131.html](https://www.city.hitachi.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/zeikin/1002097/1002129/1002131.html)

「償却資産について」のページ下部でファイルをダウンロードできます。



目次

《償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載方法》	1ページ
《種類別明細書（全資産用）の記載方法》	3ページ
I 償却資産とは	5ページ
II 償却資産の申告について	6ページ
III 償却資産の評価額の計算方法から納税まで	11ページ
【参考資料】	
◎ 耐用年数表	13ページ
◎ 償却資産対象例	14ページ

# 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載方法

昨年までに申告があった方は、一部申告内容を印字して送付して頂きます。内容に変更があった場合は、削除線を引き、余白に正しい内容を記入してください。

令和〇年〇年度

令和〇年〇月〇日

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※ 所有者コード

9500001

2

機械製造業

昭和50年 4月

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

<p>① 住所、氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住所」は事業所や営業所の住所ではなく、法人の場合は本店所在地、個人の場合は住所所在地を記入してください。</li> <li>・昨年までに申告があった方の申告書には、昨年までの申告内容を印字して送付しています。住所や氏名が変更になった場合は、変更箇所に削除線を引き、余白に正しい内容を記入し、備考欄に異動事由、異動年月日等を記入してください。</li> </ul>
<p>② 法人番号または個人番号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバー制度の開始により、法人の方は法人番号（13桁）、個人の方は個人番号（12桁）を右詰めで記入してください。</li> </ul>
<p>③ 事業種目等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業種目」は、具体的な業種を記入してください。法人の場合は、資本金等も記入してください。</li> <li>・「事業開始年月」は、個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は法人を設立した年月を記入してください。</li> <li>・「この申告に回答する者の係及び氏名」は、申告書の内容について確認する場合がありますので、申告書を作成した係、氏名（担当者）及び電話番号を記入してください。</li> <li>・「税理士等の氏名」は、経理を委任している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。</li> </ul>
<p>④ 市(区)町村内における事業所等資産の所在地</p> <p>日立市内にある資産の所在地（店舗及び工場等の所在地）を記入してください。</p>
<p>⑤ 借用資産</p> <p>借用資産（レンタル資産、リース資産）の有無について、該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合は、貸主の名称、住所及び電話番号等を記入してください。</p>
<p>⑥ 備考(添付書類等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(1)資産の状況について」は、昨年の申告資産の状況と比較して、該当する項目を○で囲んでください。なお、申告すべき資産がない場合は、“該当資産なし”を○で囲んでください。</li> <li>・「(2)廃業等について」は、市内で行っている事業を廃業した場合、又は法人が解散した場合に、該当する事由を○で囲んで、原因日を記入してください。</li> <li>・「(3)翌年度の償却資産申告書の送達について」は、“希望する”を○で囲んでください。 (自社様式での申告及び電子申告等により、申告書の送付が不要な場合は、“希望しない”を○で囲んでください。)</li> <li>・「(4)申告書及び納税通知書送達先」は、法人の本店所在地又は個人の住所所在地と異なる場所に申告書等の送付を希望する場合は、“別住所に送付”を○で囲んで、住所と氏名を記入してください。</li> <li>・「(5)その他」は、商号や住所の変更等があった場合は、変更があった日と変更前、変更後の内容を記入してください。相続があった場合は、相続の原因日と承継人の住所及び氏名を記入してください。その他必要な事項がある場合は記入してください。</li> </ul>
<p>⑦ 取得価額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年前に取得したもの（イ）：昨年までの申告に基づき、取得価額を印字しています。</li> <li>・前年中に減少したもの（ロ）：前年中に減少した資産の取得価額を記入してください。</li> <li>・前年中に取得したもの（ハ）：前年中に増加した資産の取得価額を記入してください。 ※申告漏れや、移動により受け入れた資産は（イ）ではなく（ハ）に記入してください。</li> </ul>

# 種類別明細書（全資産用）の記載方法

- ・この明細書に記載されている資産は、前年度までに申告している資産になります。前年中に変更があった資産について加除訂正を行ってください。
- ・日立市に初めて申告される方は毎年1月1日現在の資産の状況を申告してください。

## 令和〇年度 種類別明細書（全資産用）

1		2		3		4		5		6		7					
所有者名		資産の名称		取得年月		取得価額		耐用年数		価額		摘要					
行番号	資産の種類	資産番号	数量	年	月	十億	百万	千	新	旧	十億	百万	千				
1	1		1	S	61	5	11	500	000	15							
2	2		1	H	1	10	2	000	000	12							
3	6		1	H	4	7	500	000	6								
4	2		1	R	7	1	5	000	000	10							
5	2		1	R	6	3	19	000	000	5							
6	6		1	H	25	3	1	650	000	6							
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
小計										3	14	000	000				
小計										4	37	150	000				

※記入の必要はありません

※この欄に記入の必要はありません。  
ただし、自社の電算処理による全資産申告をされる場合には記載してください。  
※送付した種類別明細書には、参考として新年度の評価額が記載されています。

所有者コード 9500001  
課税標準額

注意 本表内に記入してください。ただし、自社の電算処理による全資産申告をされる場合は、全部記入してください。増加、減少、修正はすべてこの用紙で処理します。「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいづれかに○印を付けてください。

① 資産の種類	「1 構造物（建物附属設備）」「2 機械及び装置」「3 船舶」「4 航空機」「5 車両及び運搬具」「6 工具、器具及び備品」のいずれかを記入してください。なお、この区分は、法人税申告書別表1の6の「種類」と一致します。
② 資産の名称、数量	資産の名称及び数量を記入してください。同じ名称の資産がある場合は、括弧書き（例：外構工事（アパートA）、外構工事（アパートB）等）でわかるように追記してください。また、数量の単位は任意になります。
③ 取得年月	資産を取得した年月を記入してください。取得年月の取扱いは法人税及び所得税と同じです。年号は、「S 昭和」「H 平成」「R 令和」でアルファベットを記入してください。
④ 取得価額	償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取り運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む）を記入してください。 ※ 消費税の取扱いは、法人税又は所得税における所得計算の経理方式に従ってください。 （税込経理の場合は税込価格を、税抜経理の場合は税抜価格を取得価額とします。）
⑤ 耐用年数	法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください（13ページ参照）。国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその短縮耐用年数を記入してください。  中古資産の場合は、原則として取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数としますが、見積もりが困難な場合は、次の簡便法によることもできます。（ただし、取得した中古資産を使用するために行った修繕等の費用がその中古資産の再取得価額の50%相当額を超える場合は、法定耐用年数を適用します。）
⑥ 増加事由	「1 新品取得」「2 中古品取得」「3 移動による受入れ」「4 その他」のいずれかを○で囲んでください。 3の場合は移動前の所在地を摘要に記入してください。4の場合は理由を摘要に記入してください。
⑦ 摘要	非課税に該当する資産、課税標準の特例が適用される資産、短縮耐用年数を摘要している資産及び増加償却を行っている資産については、その旨を記入してください。また、資産の価格の決定について必要な事項がある場合（1月1日取得資産等）や資産が増加した事由（合併による受入れ、中古品取得等）について特記すべき事項がある場合は、その旨を記入してください。

簡便法 ① 法定耐用年数の全部を経過した場合・・・法定耐用年数 × 0.2  
 ② 法定耐用年数の一部を経過した場合・・・（法定耐用年数 - 経過年数） + （経過年数 × 0.2）  
 ※ 計算した年数に1年未満の端数がある場合は端数切り捨て、またその年数が2年未満の場合は2年を耐用年数とします。



# I 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税法又は所得税を課されない者が所有するものを含まず。）をいいます（地方税法第341条第4号）。

償却資産の所有者は地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

## 1 資産の種類ごとの主な償却資産

資産の種類		主な償却資産の一例
1	構 築 物	広告塔、門、塀、資材置場や駐車場の舗装路面、煙突、緑化施設等、
	建物附属設備	建築設備、内装・内部造作等
2	機 械 及 び 装 置	各種産業用の工作・作業用機械設備、クレーン、ボイラー、ブルドーザー、 パワーショベル等の自走式作業用機械設備、太陽光発電設備等
3	船 舶	貨客船、モーターボート、漁船、釣船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	建築機械（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」の車両）、大型特殊自動車 （分類番号が「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、フォークリフト、自転車
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	机・椅子等の事務機器、陳列ケース、看板、測定検査工具、工作用工具、医療機器、パ ソコン、コピー機、ファックス、エアコン等

## 2 申告する資産とは

毎年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産のうち、次の（1）（2）の要件を満たすものです。

（1）土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産

●次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ・建設仮勘定で経理されている資産
- ・決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ・簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ・償却済資産（減価償却が終わった資産）
- ・遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ・未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ・借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産（9ページ参照）
- ・即時償却資産（取得価額が30万円未満の資産で、租税特別措置法第28条の2又は第67条の5に該当する資産）

(2) 耐用年数が1年以上で取得価額（1個又は1組当たり）が10万円以上の資産

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産 ※平成10年12月31日以前に取得した資産については、日立市資産税課にお問い合わせ下さい。	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産 ※平成10年3月31日以前に取得した資産については、日立市資産税課にお問い合わせ下さい。	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

## II 償却資産の申告について

### 1 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産を所有している方です。

地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。また、資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合についても申告が必要です。

- ◎ 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- ◎ 償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて申告してください。

### 2 提出していただく書類

(1) 必ず提出していただくもの

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」

前年中に資産の増加及び減少がない場合でも「種類別明細書」は必ず提出してください。

(2) 該当する資産がある場合に提出していただくもの

- ・課税標準の特例がある資産を所有されている場合……固定資産税特例申請書、事実を証明する書類
- ・短縮耐用年数を適用された場合……国税局長の承認通知書（写）
- ・増加償却をされた場合……税務署長への届出書（写）
- ・減免該当資産を所有されている場合……減免申請書、事実を証明する書類

(3) 番号法に定める本人確認の実施

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式にマイナンバー（個人番号）・法人番号の記載欄が追加されました。これによりマイナンバー（個人番号）を記載した申告書を提出いただく際に、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施します。申告の際は以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は本人確認資料の写しを添付し提出してください。

① 本人提出の場合

番号確認資料の写し（個人番号カード、通知カード、個人番号付き住民票の写し等）  
身元確認資料（個人番号カード、運転免許証等）

② 代理人提出の場合

本人の番号確認資料の写し（個人番号カード、通知カード、個人番号付き住民票の写し等）  
代理人の身元確認資料（個人番号カード、運転免許証、税理士証票、社員証等）  
代理権確認資料（税務代理権限証書、委任状等）

### 3 提出期限及び提出先

令和7年1月31日（金）

日立市財政部資産税課 家屋係 償却資産担当に提出してください。  
〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号（本庁舎2階海側）

### 4 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告されなかった場合には、地方税法第386条及び日立市税条例第75条の規定により、過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により罰金を科せられることがあります。

### 5 申告漏れ資産があった場合

償却資産の取得年が申告の前年より前であることが判明した場合、地方税法第17条の5の規定により、最大5年間までさかのぼって申告及び修正申告をお願いすることになりますので、ご了承ください。

### 6 実地調査のお願い及び国税資料等の閲覧について

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合は現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することになりますのでご了承ください。

日立市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類（国税資料等）について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。

### 7 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

#### (1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

- 建物附属設備の家屋と償却の区分（8ページを参照）

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

償却資産とするもの…単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの………家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消化設備、空調設備など

- 特定の生産又は、業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚水処理装置、冷却気設備、エア配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は償却資産となります。

#### (2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）

賃貸ビルなど借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、テナントの方が償却資産として申告してください。



建築設備における償却資産と家屋との区分の例

設備等の種類	設備の分類	設備等の内容	家屋と建築設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作	床、壁、天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
外構工事	外構工事	工事一式（門、塀、緑化施設等）		◎		◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電器設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備 照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
避雷設備	設備一式	○			◎	
火災報知設備	設備一式	○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
消化設備	消化設備、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎	
	消化栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベアー、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	その他の設備	冷凍、冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切、ゴミ処理設備、カーテン等		◎		◎

## 8 リース資産について

ファイナンスリース取引のうち、所有権移転外ファイナンスリースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、取得価額が20万円未満のリース資産は償却資産の申告対象から除かれます。（地方税法施行令第49条）

リース契約の内容と申告義務者		
リース契約の内容	資産を借りている方 （個人及び法人）	資産を貸している方 （リース会社等）
通常の賃貸契約によるもの （リース期間満了と同時に資産が回収される場合）（平成20年4月1日以後に契約を締結した、所有権移転外ファイナンスリース）	申告不要	申告必要 （資産の所在地に申告）
実質の売買にあたるようなもの （実質的に割賦販売と認められる場合） （リース期間後に使用者に譲渡される場合）	申告必要 （自己の資産として申告）	申告不要

## 9 企業の電算処理により申告をされる場合

電算処理により申告される方は、毎年度、増減があった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在所有するすべての償却資産について評価額を算出し申告してください。

## 10 申告書の送付を希望しない場合

翌年度以降の申告書の送付を希望しない場合は、申告書右下の備考欄「翌年度の申告書等送達について」の「希望しない」を○で囲んで申告してください。

※ 翌年度以降はご自身で申告書をご準備の上、提出することになります。申告が不要になるわけではありません。

## 11 償却資産の所有者が死亡した場合

- (1) 所有者が死亡し、新たな所有者が事業を引き継ぐ（承継する）場合  
亡くなられた方の住所・氏名を二重線で消して新たな所有者の方の住所・氏名・電話番号等を記入して申告してください。以降は新たな所有者の方へ課税されます。
- (2) 所有者が死亡し、事業を廃止した場合  
申告書右下の備考欄「廃業等について」の「廃業」を○で囲んで、「異動日」に廃業年月日を記入の上、申告してください。

## 12 非課税について

固定資産税の非課税については、地方税法第348条に規定されています。該当資産を取得された方には非課税申告書を提出していただきます。

### 1.3 課税標準の特例の適用を受ける償却資産

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。このような資産をお持ちの方は、「固定資産税（償却資産）の特例申請書」を提出してください。

また、下記特例対象資産（抜粋）については、令和6年4月1日以降の内容を示しています。令和6年3月31日以前の内容については、資産税課までお問い合わせ下さい。

なお、固定資産税（償却資産）の特例申請書の用紙は、日上市ホームページから印刷・ダウンロードすることができます。

特例対象資産（抜粋）	根拠規定		特例率	添付書類
	条	項号		
ガス事業用資産	法 第三 四九 条の 三	第2項	最初の5年間 1/3	
次期の5年間 2/3				
外航船舶 準外航船舶		第4項	1/6 1/4	・船舶原簿、船籍票及び登録票の写し等
内航船舶	第5項	1/2	・船舶原簿、船籍票及び登録票の写し等	
汚水又は廃液の処理施設	法 附 則 第 十 五 条	第2項第1号	1/2	・特定施設設置届出書の写し
ごみ処理施設		第2項第2号	1/2	・一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し
一般廃棄物の最終処分場		第2項第3号	2/3	
産業廃棄物処理施設		第2項第4号	1/3	・産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し ・環境大臣の認定を受けている場合はそれが分かる書類の写し
下水道除害施設		第2項第5項	4/5	
太陽光発電設備	(1千kW未満)	第25項第1号イ	2/3	・補助金の交付を受けたことを証する書類（補助金交付決定通知書等） ・次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池）の開発に関する設備であることを証する書類 ※再生可能エネルギーの固定価格買取制度を受けていないこと
	(1千kW以上)	第25項第3号イ	3/4	
風力発電設備	(20kW以上)	第25項第1号ロ	2/3	・再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し ※再生可能エネルギーの固定価格買取制度を受けていないこと
	(20kW未満)	第25項第3号ロ	3/4	
水力発電設備	(5千kW以上)	第25項第3号ハ	3/4	
	(5千kW未満)	第25項第4号イ	1/2	
地熱発電設備	(1千kW未満)	第25項第1号ハ	2/3	
	(1千kW以上)	第25項第4号ロ	1/2	
バイオマス発電設備	(1万kW以上2万kW未満) 第25項第2号の資産以外	第25項第1号ニ	2/3	
	(1万kW以上2万kW未満) 木竹・農作物由来	第25項第2号	6/7	
	(1万kW未満)	第25項第4号ハ	1/2	
中小事業者等が市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備 ※R5.4.1～R7.3.31の期間に購入	法 附 則 第 十 五 条	第45項	1/2	・先端設備等導入計画書の写し ・先端設備等導入計画認定書の写し ・先端設備等導入計画に関する確認書の写し ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(写し)
			1/3 ※賃上げ方針を表明した場合	

## 14 国税の取扱いと主な違い

区 分	国税の取扱い (法人税、所得税)	地方税の取扱い (固定資産税)
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度 (建物については定額法)	原則として定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められます	認められません(※1)
特別償却・割増償却	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価格(1円)まで	取得価額の5%
改良部分の評価方法	本体部と改良部分とを合算して 評価する	区分して評価する(※2)

(※1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、圧縮前の取得価額としてください。

(※2) 改良費、修繕費のうち資本的支出として資産に計上した場合、1個の資産として申告してください。評価基準では、本体部と区分し、それぞれの改良部分ごとに評価します。

## Ⅲ 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

### 1 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

ア 前年中に取得のもの

取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率 = 評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額 × 前年前取得のものの減価残存率 = 評価額

以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

(耐用年数を経過しても、資産を所有する限り、取得価額の5%は残ることになります。)

例 取得額250,000円、取得時期 令和6年3月、耐用年数3年のカウンター(机)の場合  
次ページの表から耐用年数3年の減価残存率は「前年中取得のもの 0.732、前年前取得のもの 0.464」

令和7年度の評価額	250,000円 × 0.732 =	183,000円
令和8年度の評価額	183,000円 × 0.464 =	84,912円
令和9年度の評価額	84,912円 × 0.464 =	39,399円
令和10年度の評価額	39,399円 × 0.464 =	18,281円
令和11年度の評価額	18,281円 × 0.464 =	<del>8,482円</del> < 12,500円(取得額5%限度)
令和12年度以降の評価額		12,500円



## 減価残存率表

耐用年数	耐用年数に 応じる定率法による 減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に 応じる定率法による 減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に 応じる定率法による 減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの
-				21	<b>0.104</b>	0.948	0.896	41	<b>0.055</b>	0.972	0.945
2	<b>0.684</b>	0.658	0.316	22	<b>0.099</b>	0.950	0.901	42	<b>0.053</b>	0.973	0.947
3	<b>0.536</b>	0.732	0.464	23	<b>0.095</b>	0.952	0.905	43	<b>0.052</b>	0.974	0.948
4	<b>0.438</b>	0.781	0.562	24	<b>0.092</b>	0.954	0.908	44	<b>0.051</b>	0.974	0.949
5	<b>0.369</b>	0.815	0.631	25	<b>0.088</b>	0.956	0.912	45	<b>0.050</b>	0.975	0.950
6	<b>0.319</b>	0.840	0.681	26	<b>0.085</b>	0.957	0.915	46	<b>0.049</b>	0.975	0.951
7	<b>0.280</b>	0.860	0.720	27	<b>0.082</b>	0.959	0.918	47	<b>0.048</b>	0.976	0.952
8	<b>0.250</b>	0.875	0.750	28	<b>0.079</b>	0.960	0.921	48	<b>0.047</b>	0.976	0.953
9	<b>0.226</b>	0.887	0.774	29	<b>0.076</b>	0.962	0.924	49	<b>0.046</b>	0.977	0.954
10	<b>0.206</b>	0.897	0.794	30	<b>0.074</b>	0.963	0.926	50	<b>0.045</b>	0.977	0.955
11	<b>0.189</b>	0.905	0.811	31	<b>0.072</b>	0.964	0.928	51	<b>0.044</b>	0.978	0.956
12	<b>0.175</b>	0.912	0.825	32	<b>0.069</b>	0.965	0.931	52	<b>0.043</b>	0.978	0.957
13	<b>0.162</b>	0.919	0.838	33	<b>0.067</b>	0.966	0.933	53	<b>0.043</b>	0.978	0.957
14	<b>0.152</b>	0.924	0.848	34	<b>0.066</b>	0.967	0.934	54	<b>0.042</b>	0.979	0.958
15	<b>0.142</b>	0.929	0.858	35	<b>0.064</b>	0.968	0.936	55	<b>0.041</b>	0.979	0.959
16	<b>0.134</b>	0.933	0.866	36	<b>0.062</b>	0.969	0.938	56	<b>0.040</b>	0.980	0.960
17	<b>0.127</b>	0.936	0.873	37	<b>0.060</b>	0.970	0.940	57	<b>0.040</b>	0.980	0.960
18	<b>0.120</b>	0.940	0.880	38	<b>0.059</b>	0.970	0.941	58	<b>0.039</b>	0.980	0.961
19	<b>0.114</b>	0.943	0.886	39	<b>0.057</b>	0.971	0.943	59	<b>0.038</b>	0.981	0.962
20	<b>0.109</b>	0.945	0.891	40	<b>0.056</b>	0.972	0.944	60	<b>0.038</b>	0.981	0.962

## 2 税額の算出方法

課税標準額 (1,000円未満の端数切り捨て)	×	税率(1.4%)	=	税額 (100円未満の端数切り捨て)
----------------------------	---	----------	---	-----------------------

### (1) 課税標準額

課税標準額は、賦課期日(1月1日)現在の評価額に基づき決定された価格で、償却資産課税台帳に登録されたものです。課税標準額は、市内に所在する資産の価格の合計です。

### (2) 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

## 3 納期

年税額は4回の納期(4月・7月・12月・翌年2月)に分けて納めていただくことになります。

## 耐用年数表（一部抜粋）

### ○ 建物附属設備

構造又は用途	細目	耐用年数
電気設備（照明設備も含む）	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水又は衛生設備及びガス設備		15
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの） その他のもの	13 15
店用簡易装備		3
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

### ○ 構築物

舗装道路及び路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10
	ビジュアルス敷のもの	3
塀（へい）	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	30
	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの	15
	れんが造のもの	25
	石造のもの	35
	土造のもの	20
	金属造のもの	10

### ○ 機械及び装置

食料品製造業用設備		10
鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5
	純鉄、原鉄、ベースメタル、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備	9
	その他の設備	14
金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6
	その他の設備	10
農業用設備		7
漁業用設備		5
総合工事業用設備		6
宿泊業用設備		10
飲食店業用設備		8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備	10
	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	8
	その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	17 8

### ○ 船舶

漁船	鋼船（総トン数が500トン以上のもの）	12
	鋼船（総トン数が500トン未満のもの）	9
	木船	6
その他	軽合金船	9
	強化プラスチック船	7
	水中翼船及びホバークラフト	8

### ○ 車両及び運搬具

自転車		2
フォークリフト		4
前掲のもの以外のもの	自走能力を有するもの	7
	その他のもの	4

### ○ 工具

測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む）		5
治具及び取付工具		3
型（型枠を含む）、鍛圧工具及び打抜工具	プレスその他金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型	2
	その他のもの	3
		3
切削工具		2

### ○ 器具及び備品

構造又は用途	細目	耐用年数	
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8	
	応接セット 接客業用のもの その他のもの	5 8	
	陳列棚及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	6 8	
	その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	5 15 8	
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5	
	冷房用又は暖房用機器	6	
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6	
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く）	4	
	事務機器及び通信機器	電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバ用のものを除く） その他のもの	4 5
		電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	6 10
試験機器及び測定機器		5 5	
看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 2 10 5	
	理容又は美容機器	5	
医療機器	消毒殺菌用機器	4	
	手術機器	5	
	血液透析又は血しょう交換用機器	7	
	調剤機器	6	
	歯科診療用ユニット	7	
	光学検査機器	ファイバースコープ その他のもの	6 8
		その他のもの レントゲンその他電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの 及び自動血液分析器 その他のもの	4 6
		その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 10 5

※上記にない資産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表をご確認ください。

### 中古資産の耐用年数（簡便法）

① 法定耐用年数を全部経過したもの

$$\text{法定耐用年数} \times (20 / 100)$$

② 法定耐用年数の一部を経過したもの

$$(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times (20 / 100)$$

※1年未満の端数は切り捨て、上記の計算による年数が2年未満の時は2年とする。

## 償却資産対象例

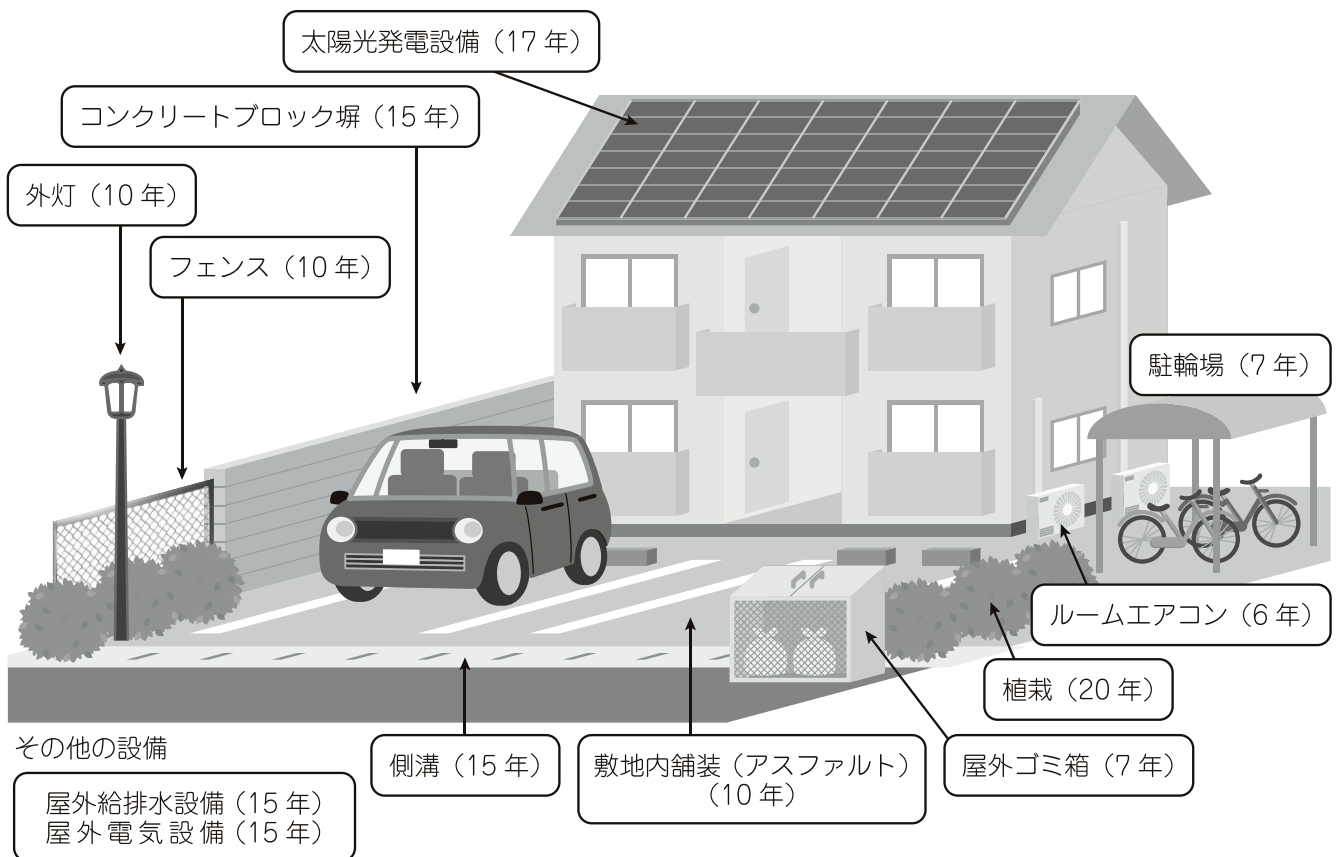
業種別の主な償却資産例

( ) 内は耐用年数

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
共 通	タイムレコーダー (5)、事務机及び椅子 (15)、応接セット (8)、金庫 (20)、ロッカー (15)、キャビネット (15)、レジスター (5)、パソコン (4)、コピー機 (5)、エアコン (6)、サーバー (5)、LAN 配線 (10)、看板 (10)、受変電設備 (15)、舗装路面 (10 又 15)
飲 食 業	テーブル及び椅子 (5)、厨房用品 (5)、カラオケ (5)、冷蔵庫 (6)
理容・美容業	理容及び美容椅子 (5)、消毒殺菌器 (5)、タオル蒸器 (5)、パーマ器 (5)、サインポール (3)
小 売 業	冷凍機 (9)、肉切断機 (9)、電子秤 (5)、冷蔵庫 (6)、陳列棚・陳列ケース (6 又は 8)
医 ( 歯 ) 業	レントゲン機器 (6)、調剤機器 (6)、ファイバースコープ (6)、消毒殺菌用機器 (4)、手術機器 (5)、歯科診療ユニット (7)
不動産貸付業	コンクリート造塀 (15)、舗装路面 (10 又は 15)、太陽光発電設備 (17) 緑化施設 (20)、アパート貸付業 (下記参照)

( ) 内は耐用年数

賃貸住宅 (アパート等) 経営における償却資産対象例



## 申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください

インターネットを利用した電子申告『eLTAX』がご利用可能です。  
ご利用方法の詳細について下記ホームページよりご確認ください。

eLTAXのご利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください

- ホームページ : <https://www.eltax.lta.go.jp/>
- 電話 : 0570-081459 (ハイシンコク)
- IP電話 : 03-5521-0019

※ 電話でのお問い合わせは、月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00~17:00  
となります。また、申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAXヘルプ  
デスクまでお問い合わせください。

## 償却資産申告書についての問合せ及び提出先

日立市財政部資産税課家屋係 償却資産担当  
〒317-8601  
日立市助川町1丁目1番1号（本庁舎2階海側）  
電話 0294-22-3111（内線385）  
IP電話 050-5528-5054  
E-mail sanzei@city.hitachi.lg.jp

【注意】償却資産申告書の提出先は本庁のみとなります。（各支所では受け付けておりません。）

〒317-8601  
日立市助川町1丁目1番1号  
  
日立市財政部資産税課 行  
（家屋係 償却資産担当）

提出前に次の確認をお願いします。

- 申告書に連絡先の記入はされていますか？
- 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- 申告書を郵送される方で控えの返送をご希望の場合、返信先を明記した封筒（切手を貼付したものは同封していますか？

非課税、特例の対象資産をお持ちの場合は、同時に届出書の提出をお願いします。